

平成23年第1回竜王町議会定例会（第5号）

平成23年3月24日

午後1時00分開議

於 議 場

**1 議 事 日 程（5日目）**

- 日程第 1 議第 4号 竜王町公共施設維持管理基金条例  
（総務産業建設常任委員会委員長報告）
- 日程第 2 議第 5号 竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例  
（総務産業建設常任委員会委員長報告）
- 日程第 3 議第 9号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
（総務産業建設常任委員会委員長報告）
- 日程第 4 議第11号 竜王町母子福祉年金支給条例の一部を改正する条例  
（教育民生常任委員会委員長報告）
- 日程第 5 議第12号 竜王町父子福祉年金支給条例の一部を改正する条例  
（教育民生常任委員会委員長報告）
- 日程第 6 議第13号 竜王町心身障害児福祉年金支給条例の一部を改正する条例  
（教育民生常任委員会委員長報告）
- 日程第 7 議第14号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例  
（教育民生常任委員会委員長報告）
- 日程第 8 議第27号 平成23年度竜王町一般会計予算  
（予算第1特別委員会委員長報告）
- 日程第 9 議第28号 平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
予算  
（予算第2特別委員会委員長報告）
- 日程第10 議第29号 平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
予算  
（予算第2特別委員会委員長報告）
- 日程第11 議第30号 平成23年度竜王町学校給食事業特別会計予算  
（予算第2特別委員会委員長報告）
- 日程第12 議第31号 平成23年度竜王町下水道事業特別会計予算  
（予算第2特別委員会委員長報告）

- 日程第 1 3 議第 3 2 号 平成 2 3 年度竜王町介護保険特別会計予算  
(予算第 2 特別委員会委員長報告)
- 日程第 1 4 議第 3 3 号 平成 2 3 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算  
(予算第 2 特別委員会委員長報告)
- 日程第 1 5 議第 3 4 号 平成 2 3 年度竜王町水道事業会計予算  
(予算第 2 特別委員会委員長報告)
- 日程第 1 6 請第 1 号 「所得税法第 5 6 条を廃止し家族従業者の働き分を必要経  
費として認める意見書」の提出を求める請願書  
(教育民生常任委員会委員長報告)
- 日程第 1 7 議会広報特別委員会委員長報告
- 日程第 1 8 地域創生まちづくり特別委員会委員長報告
- 日程第 1 9 議会基本条例制定特別委員会委員長報告
- 日程第 2 0 所管事務調査報告  
(議会運営委員会委員長報告)  
(総務産業建設常任委員会委員長報告)  
(教育民生常任委員会委員長報告)
- 日程第 2 1 議員派遣について

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	蔵口嘉寿男	2番	貴多正幸
3番	圖司重夫	4番	村田通男
5番	山田義明	6番	山添勝之
7番	菱田三男	8番	若井敏子
9番	岡山富男	10番	小森重剛
11番	大橋弘	12番	寺島健一

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	副町長	青木進
教育長	岡谷ふさ子	会計管理者	布施九藏
総務政策主監	川部治夫	住民福祉主監兼 健康推進課長	山添登代一
産業建設主監	小西久次	総務課長	松瀬徳之助
政策推進課長	杼木栄司	生活安全課長	若井政彦
住民税務課長	田中秀樹	福祉課長	吉田淳子
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井口和人	建設水道課長	村井耕一
教育次長兼 生涯学習課長	赤佐九彦	学務課長	富長宗生

## 5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	福山忠雄	書記	臼井由美子
--------	------	----	-------

開議 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成23年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、専決処分報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 議第 4号 竜王町公共施設維持管理基金条例**

**（総務産業建設常任委員会委員長報告）**

○議長（寺島健一） 日程第1 議第4号を議題といたします。

本案は、総務産業建設常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、岡山富男議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（岡山富男） 議第4号、総務産業建設常任委員会報告。

平成23年3月24日

委員長 岡山 富男

去る3月8日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第4号、竜王町公共施設維持管理基金条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、3月9日午前9時より第1委員会室において、委員全員出席のもと会議を開き、竹山町長、川部総務政策主監、松瀬総務課長、川嶋総務課課長補佐の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

議第4号、竜王町公共施設維持管理基金条例については、行政財産としての建物にかかる修繕および維持補修費用の継続的かつ計画的に財源を確保することを目的とした公共施設維持管理基金を設置するために制定するものであるとの説明を受けました。

主な質疑応答は、問 毎年いくら積み立てをするのか決めているのか。答 決算見込みの中で剰余金があれば、その範囲内で積み立てをしていきます。最低積立金額は定めていません。

問 具体的な対象公共施設は何か。答 総合庁舎・防災センター・農村女性の家・勤労福祉会館・コミュニティ消防センター・竜王南部地区防災センター・運動公園・農村環境改善センター・農林公園・地域産業センター・田園資料館・農村文化の郷・シルバーワークプラザ・雪野山史跡広場（妹背の里）・農村運動広場・老人いこいの家・ドラゴンスポーツジムを対象にしたいと考えています。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（寺島健一） ただいま総務産業建設常任委員会委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第1 議第4号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって日程第1 議第4号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 2 議第 5号 竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例

### （総務産業建設常任委員会委員長報告）

○議長（寺島健一） 日程第2 議第5号を議題といたします。

本案は、総務産業建設常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、岡山富男議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（岡山富男） 議第5号、総務産業建設常任委員会報告。

平成23年3月24日

委員長 岡山 富男

去る3月8日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第5号、

竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、3月9日午前9時より第1委員会室において、委員全員出席のもと会議を開き、竹山町長、小西産業建設主監、井口産業振興課長、岩田係長の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

議第5号、竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例については、町内の農業・商業・工業が発展し、経済活動が活性化することが必要であることから、各業種において新たに事業展開を行うための設備投資、事業拡大に伴う施設の新設・増設する工場・共同店舗等商業施設や農業施設など、産業振興を促進するため一定の施設整備に対して奨励金を交付することで、町民の雇用機会の拡大を図るとともに、町の経済発展に資するため制定するものであるとの説明がありました。

主な質疑応答は、問 企業立地条例は地域限定で、特別措置条例は全域となっているが、法的な制限があり町内どこにでも工場はできないのではないか。答 企業立地は業種（関連会社）を決めております。補助対象地域を決めています。特別措置条例は、町内全域で適用できます。

問 農業は法人しか対象にならないが、法人化率は。その面積はどれだけか。答 法人化率は出していません。農事組合法人は2法人で、経営面積は40haです。

主な意見は、産業振興の特別措置条例は、現有の竜王町の産業振興を進める条例であって、企業誘致関係とは別に定めなければならない。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

**○議長（寺島健一）** ただいま総務産業建設常任委員会委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（寺島健一）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。8番、若井敏子議員。

**○8番（若井敏子）** 議第5号、竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例について、反対の討論をします。

この条例は、現行の竜王町産業振興条例の内容を一部改正し、条例名も内容に

即したものとし、特別措置の中身は、最高で固定資産税相当分を3年間、上限1億円の範囲で奨励金として交付するというものです。

今日まで地域経済を発展させるのは、地域の経済を支える中小企業であると訴えてきました。それこそ内発型の活性化であります。だからこそ、住宅リフォーム助成制度の創設を訴えてまいりました。一般質問も含めて、改めて住宅リフォーム助成制度をつくってほしいと訴えましたが、プレミアム商品券で住宅リフォームをしろとばかりの答弁でした。町内の住宅リフォームにかかわる事業者の仕事おこしより、1,000万円・5,000万円という投資をする企業を呼び込んで、総額1億円もの固定資産税をまけてやろうとする、この条例には反対です。

企業には、多額の税の還付をしながら、町内のお年寄りが町内施設を利用するのには、そのお年寄りの財布から使用料を徴収し、福祉・医療費助成や福祉年金を出し渋っているのですから、この条例を認めるわけにはいきません。以上、反対討論とします。

○議長（寺島健一） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第2 議第5号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立多数であります。よって日程第2 議第5号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 3 議第 9号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(総務産業建設常任委員会委員長報告)**

○議長（寺島健一） 日程第3 議第9号を議題といたします。

本案は、総務産業建設常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、岡山富男議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（岡山富男） 議第9号、総務産業建設常任委員会報告。

平成23年3月24日

委員長 岡山 富男

去る3月8日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第9号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、3月9日午前9時より第1委員会室において、委員全員出席のもと会議を開き、竹山町長、川部総務政策主監、松瀬総務課長、川嶋総務課課長補佐の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

議第9号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、管理職手当については竜王町職員の給与に関する規則で定められた額からそれぞれ30%を減額し、地域手当は給与に関する条例で6%とあるものを規則で定める割合として、財政健全化の取り組みによる規則において0%とし、支給しないものと改正するとの説明がありました。

主な質疑応答は、問 管理職手当にかかる人数は。減額の月総額は。答 特別会計を含んで30名です。カット総額は月102万9,750円です。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

**○議長（寺島健一）** ただいま総務産業建設常任委員会委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（寺島健一）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。8番、若井敏子議員。

**○8番（若井敏子）** 議第9号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に、反対の討論をします。

今、地域経済は冷え切っています。民間の給与も引き上げられない、雇用が不安定で非正規が増えています。町内のある企業では、2009年の年末から30人以上に対して基本給を80%にダウンさせて、国の雇用調整助成金を使って支給し、その30人には自宅待機させています。その後、3か月経てば60%にまで給料を引き下げ、当初18万円の基本給だった人は、1年経った今、その半分以下になったと、厳しい現実を語っています。雇用調整助成金の本来の目的から逸脱していると県労働局も話していますが、働く人々にとっては厳しい現実があり、それはこの企業だけではありません。

こういう時に賃下げ競争をしていては、経済は回りません。何度も申し上げ

ますが、町民の懐を温めて財布の紐を緩めてこそ経済の循環につながるものであり、管理職手当の30%減額、地域手当のカットは認められません。以上、反対討論とします。

○議長（寺島健一） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第3 議第9号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立多数であります。よって日程第3 議第9号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 4 議第 1 1 号 竜王町母子福祉年金支給条例の一部を改正する条例  
(教育民生常任委員会委員長報告)**

○議長（寺島健一） 日程第4 議第11号を議題といたします。

本案は、教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。教育民生常任委員会委員長、貴多正幸議員。

○教育民生常任委員会委員長（貴多正幸） 議第11号、教育民生常任委員会報告。

平成23年3月24日

委員長 貴多 正幸

去る3月8日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第11号、竜王町母子福祉年金支給条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3月10日午前9時より第1委員会室において、委員全員出席のもと会議を開き、竹山町長、山添住民福祉主監、田中住民税務課長、嶋林住民税務課参事の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

竜王町母子福祉年金支給条例は、母子家庭の児童の健全な育成および福祉の増進を目的に町単独事業として行っている事業について定めるものでありますが、財政健全化に向けた取り組みにおいて、今後も持続的に支援を行うために、所得制限を設け真に支援が必要な方に支援が行えるよう、一部改正するものです。

主な質疑応答は、問 現在の支給対象者は何名か。また、所得制限を設けるこ

とで何名になるのか。答 現在の対象者は58名です。所得制限を設けると43名になります。

問 第7条第6項で、「町長が適当でない」と認めるときは支給を停止する」とあるが、例えばどのようなときか。答 例として、事実婚があった場合です。その日から支給を停止します。

以上、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（寺島健一） ただいま教育民生常任委員会委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 議第11号、竜王町母子福祉年金支給条例の一部を改正する条例に、反対の討論をします。

父子福祉年金支給条例とあわせて、この2つの条例は、文言の整理だけでなく第6条で支給制限をしています。この条例改正による影響額は、両方合計しても1年間に100万円にもなりません。どうしてこのような改正をするのかといえ、それは財政健全化のための見直しであり、今後も安定的な支援を続けたいためだと説明されました。

福祉・暮らしの施策は、どんなにささやかなものでも受ける人々にとってはありがたいものであり、それこそこのまちに住んでよかったと実感するところです。竜王町らしい施策が縮小されることを無念に思います。以上により、反対討論とします。

○議長（寺島健一） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第4 議第11号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立多数であります。よって日程第4 議第11号は委員長報告のとおり可決されました。



**日程第 5 議第 1 2 号 竜王町父子福祉年金支給条例の一部を改正する条例  
(教育民生常任委員会委員長報告)**

**○議長（寺島健一）** 日程第 5 議第 1 2 号を議題といたします。

本案は、教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。教育民生常任委員会委員長、貴多正幸議員。

**○教育民生常任委員会委員長（貴多正幸）** 議第 1 2 号、教育民生常任委員会報告。

平成 2 3 年 3 月 2 4 日

委員長 貴多 正幸

去る 3 月 8 日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第 1 2 号、竜王町父子福祉年金支給条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3 月 1 0 日午前 9 時より第 1 委員会室において、委員全員出席のもと会議を開き、竹山町長、山添住民福祉主監、田中住民税務課長、嶋林住民税務課参事の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

竜王町父子福祉年金支給条例は、父子家庭の児童の健全な育成および福祉の増進を目的に町単独事業として行っている事業について定めるものでありますが、財政健全化に向けた取り組みにおいて、今後も持続的に支援を行うために、所得制限を設け真に支援が必要な方に支援が行えるよう、一部改正するものです。

主な質疑応答は、問 現在の支給対象者は何名か。また、所得制限を設けることで何名になるのか。答 現在の対象者は 1 3 名です。所得制限を設けると 5 名になります。

問 母子・父子福祉年金の近隣における支給状況は。答 竜王町独自の事業です。東近江市は交通遺児の場合、支給があります。また、他市町では母子・父子家庭で卒園・卒業、入園・入学での節目の支給等があります。

以上、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

**○議長（寺島健一）** ただいま教育民生常任委員会委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 議第12号、竜王町父子福祉年金支給条例の一部を改正する条例に、反対の討論をします。

母子福祉年金支給条例の反対理由と同様であります。以上、反対討論とします。

○議長（寺島健一） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第5 議第12号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立多数であります。よって日程第5 議第12号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 6 議第13号 竜王町心身障害児福祉年金支給条例の一部を改正する条例  
(教育民生常任委員会委員長報告)**

○議長（寺島健一） 日程第6 議第13号を議題といたします。

本案は、教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。教育民生常任委員会委員長、貴多正幸議員。

○教育民生常任委員会委員長（貴多正幸） 議第13号、教育民生常任委員会報告。

平成23年3月24日

委員長 貴多 正幸

去る3月8日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第13号、竜王町心身障害児福祉年金支給条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3月10日午前9時より第1委員会室において、委員全員出席のもと会議を開き、竹山町長、山添住民福祉主監、田中住民税務課長、嶋林住民税務課参事の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

竜王町心身障害児福祉年金支給条例は、心身障害児の健全な育成および福祉の増進を目的に町単独事業として行っている事業について定めるものでありますが、財政健全化に向けた取り組みにおいて、今後も持続的に支援を行うために、

所得制限を設け真に支援が必要な方に支援が行えるよう、一部改正するものです。

主な質疑応答は、問 「保護」を「看護」に改めたのはなぜか。答 「看護」とは、保護と監督する意味があるため改正しました。

問 保護者、配偶者と請求者の扶養義務者の定義は。また、世帯が別の場合はどうなるのか。答 民法877条に直系3親等までとなっています。生計を一にしている者でみます。

以上、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

**○議長（寺島健一）** ただいま教育民生常任委員会委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（寺島健一）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。8番、若井敏子議員。

**○8番（若井敏子）** 議第13号、竜王町心身障害児福祉年金支給条例の一部を改正する条例も、改正の理由は、母子・父子福祉年金と同様、財政健全化のためであり、今後も真に必要な方への支援を持続的に行うために所得による支給制限をずるといふものです。

この条例で支給されなくなる人は2人、財政健全化に貢献するのは年間7万円余りです。支給されなくなるお2人に対して、「あなたは真に支援が必要な方ではありませんから、今年は支給しません」というふうの説明に行かれるのでしょうか。住民税を払っているか、いないかだけで所得のありなしを決めるのは、あまりにも非現実的です。所得に応じて税を払っているからこそ、支給や交付は平等にというのが当たり前の発想です。以上の理由から、この条例改正に反対するものです。

**○議長（寺島健一）** ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（寺島健一）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第6 議第13号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（寺島健一）** 起立多数であります。よって日程第6 議第13号は委員長報

告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 7 議第 1 4 号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例  
(教育民生常任委員会委員長報告)**

○議長(寺島健一) 日程第7 議第14号を議題といたします。

本案は、教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。教育民生常任委員会委員長、貴多正幸議員。

○教育民生常任委員会委員長(貴多正幸) 議第14号、教育民生常任委員会報告。

平成23年3月24日

委員長 貴多 正幸

去る3月8日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第14号、竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3月10日午前9時より第1委員会室において、委員全員出席のもと会議を開き、竹山町長、山添住民福祉主監、田中住民税務課長、嶋林住民税務課参事の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

議第14号、竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例は、障がいのある方と母子・父子家庭の方については所得制限を設けるとともに、母子・父子家庭の子の対象年齢を22歳から18歳に引き下げるものです。

障がいのある方を対象とした事業については、重度障がいの方は、老齢福祉年金や遺族年金の所得制限額と同様に県制度の所得制限額を適用し、軽度障がいの方は、本人のほか配偶者および扶養義務者の方がそれぞれ町民税非課税である場合を制度の対象とするよう一部改正するものです。

主な質疑応答は、問 現在の対象者は何名か。答 現在の対象者は622人です。制度改正後は368人になります。

以上、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

議第11号から議第14号全体を通しての意見。今回の議第11号から議第14号については、提案理由で「財政健全化に向けた取り組みにおいて事業の見直しを行い、所得制限を設ける」とある。

しかしながら、現場では、これまでの経済的な支援という形の制度から、発達

障がいに関する取り組み、子育て支援などの精神的・環境的支援が大変重要になってきていること、また、限られた財源の中で既存事業の評価・検討を行う中で、この4事業についても所得が低くなったときの安全網となる、いわゆるセーフティネットとして再構築し、今後においても制度を継続させる必要があることから、一定の所得のある方については所得制限を設けるものである、との説明を委員会で受けた。本会議場で述べられた提案理由では、町にお金がないので、制度に所得制限を設け、住民に辛抱いただくとしか理解できない。

以上のことから、制度の改正については、現場での意見も十分取り入れ、今まで以上に理解しやすいものにしていただきたい。

**○議長（寺島健一）** ただいま教育民生常任委員会委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（寺島健一）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。8番、若井敏子議員。

**○8番（若井敏子）** 議第14号、竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例に、反対の討論をします。

この条例改正も財政健全化のためで、今後も持続的に支援を行うためで、真に支援の必要な人に支援するとのことでもあります。この条例改正について町長は、町長に就任したとき、既に所得制限をすることは集中改革プランで決まっていて、すぐに実施しなければいけないものだった。民間なら目標を立てたら直ちに実行しないとやっていけないのに、この所得制限は5年も遅らせてしまったというような内容のお話をされました。

先の町長が決めていたけれども、5年間我慢して福祉を守ってきたのだと言われるのならまだしも、民間のように決めたら即実行としてこなかったことに、まるで後悔でもしているような話でありました。

所得による支給制限だけでなく年齢による支給制限までして、交付対象者を約半分の368人にしてしまう、竜王町には独自の福祉施策があると誇ってきたものを、一つひとつ壊していく、これが竹山町長の財政改革の正体だとするなら、「隅々まで光を当てる」とか「お一人おひとりに」とかの選挙の言葉は、どこへ行ってしまったのでしょうか。民主党や嘉田知事のように、公約破りのそしりを免れないのではないのでしょうか。福祉軽視の条例改正に、反対をします。

○議長（寺島健一） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第7 議第14号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立多数であります。よって日程第7 議第14号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 8 議第 27号 平成23年度竜王町一般会計予算

### (予算第1特別委員会委員長報告)

○議長（寺島健一） 日程第8 議第27号を議題といたします。

本案は、予算第1特別委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。予算第1特別委員会委員長、圖司重夫議員。

○予算第1特別委員会委員長（圖司重夫） 議第27号、予算第1特別委員会報告。

平成23年3月24日

委員長 圖司 重夫

去る3月8日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第27号、平成23年度竜王町一般会計予算について、審査の経過と結果について報告します。

本委員会は、3月11日・14日の両日午前9時より第1委員会室において、委員全員出席のもと会議を開き、竹山町長あいさつの後、青木副町長、岡谷教育長、担当主監、担当課長および各関係職員の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

平成23年度一般会計予算は、歳入歳出総額それぞれ46億7,100万円となり、前年度に比べて7,100万円の減、率にして1.5%の減となっています。

平成23年度においては、町税のうち固定資産税および個人住民税等に大幅な減収が生じること、実質公債費比率の改善に向けた繰上償還等を引き続き行う必要性が生じていることなど、一刻も早い時期での町の財政基盤の強化が必要と考えられることから、平成22年度に引き続いて財政健全化に向けた緊縮型の予算としつつも、平成23年度からスタートする第五次竜王町総合計画において基本

目標としている人口増加に向けた施策に重点配分し、目標達成に向け着実な一歩を踏み出すものです。

歳入では、特に財源不足を補うため財政調整基金からここ10年で最大となる約4億5,000万円の繰り入れ、町債はまちづくり交付金関係事業におけるハード整備が完了したこと、臨時財政対策債について地方交付税制度の改正が予定されていることから前年度比約1億3,000万円の減で、約2億1,300万円となっています。

歳出では、民生費が約9,200万円増の約12億4,500万円、教育費が竜王小学校大規模改修工事にかかる実施設計業務を含め約5,300万円増の約6億300万円、公債費は約7,500万円減の約6億200万円となっています。

委員会での主な質疑応答は、問 委託料の契約にはどのような方法があるのか。答 契約方法には一般競争入札・指名競争入札・随意契約がありますが、当町では指名競争入札と随意契約でしており、84件が指名競争入札、125件が随意契約で、契約総数は209件です。電算処理委託業務、シルバー派遣業務は随意契約です。

問 一般職の時間外勤務手当が前年度比約800万円の増額となっているが、平成22年度末での見込額はいくらか。また、平成23年度は県議選・町議選と選挙があるが、この予算で回れるのか。答 平成22年度見込みでは、1月末で2,800万円、2月～3月が600万円として、合計3,400万円を見込んでいます。23年度は選挙分も考慮して約120万円増額しています。

問 竜王町行政執行方針に関連して、総務課において目新しい事業は何があるのか。答 新規では、施設管理事業として公共施設の維持修繕計画で、第五次竜王町総合計画の中でも盛り込んでいます。あと、戦没者追悼法要のあり方を見直し、平和祈念式典のようなものを検討しています。

問 町有地事業可能性調査業務は、コンサルタントに委託するのか。これからは職員も調査できるような人材を採用すべきと考えるが。答 委託先は土地を動かす、土地の使い方のセンサス、事業が本当にできるのか等、マーケット調査も含めて考えています。また、コンサルタントに丸投げはいけないので、職員もいっしょに現場に入り作業を見ていきます。

問 第6次国土利用計画策定業務委託料180万円の内容は何か。また、第五次総合計画との関連はどうなのか。答 国土利用計画の内容は、竜王インター周辺のところで集合住宅建設のエリアを位置づけるもので、平成24年3月議会ま

では作成したいと考えています。総合計画との関連は、定住化促進事業です。

問 公共交通対策検討業務の内容は何か。また、既存の生活交通路線およびコミュニティバス運行路線は含んでいるのか。答 平和堂がオープンし、町役場・公民館・図書館等、タウンセンターが確立された中で、まちづくり交付金事業として交通体系の社会実験をしたいと考えており、既存の2路線との関連も含め検討したいと考えています。

問 中部清掃組合負担金のうち、ひと絞り運動によってどれだけの成果があがったのか。答 ごみひと絞り運動では、平成22年度は6か月で1人当たり77.8kgで、1か月13kg、1日当たり425gで、これを1日400gに減らすと190万円が削減できることとなります。

問 放課後児童クラブの建物について、竜王小学校の大規模改修の中でどのように考えているのか。答 放課後児童クラブの施設については、竜王小学校では余裕教室がないので別棟で建てたいと考えています。竜小の大規模改修には学童の施設は含まれていないので、厚生施設整備補助金3分の2をもらい、健康推進課で実施します。場所は、小学校敷地の北側か南側を考えています。

問 委託料で、指定管理料算出の根拠となるものには何があるのか。答 人件費・事務費・需用費（電気・ガス・水道等）・修繕費等から使用料収益を引いた分を算出の根拠としています。指定管理については、平成20年度に5年間の管理者指定をして、職員の削減等で年々管理料は下げています。

問 学校給食事業運営方式で、地元産を利用するためにも直営が一番適当であると考えますが、PFI方式までなぜ検討するのか。答 小規模な給食センターであることと、約10億円の事業になるので多角的に検討したいと考えています。

委員会での主な意見は、町の行事カレンダーがなくなり町民への周知ができないため、各集落での年間計画作成にも支障をきたしているの、周知徹底に努力されたい。町の各種審議会委員の顔ぶれを見ると、各団体長をはじめ、どれも同じような顔ぶれである。審議会の中身に精通している人は必ずいるはずであり、多様な人材に委員となってもらおうよう努力されたい。滞納整理について、県・他市町との共同徴収チームを設けているのに予算額が口開けでは適当でないの、今後一定の額を予算化されたい。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（寺島健一） ただいま予算第1特別委員会委員長より、審査の経過と結果の

報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（寺島健一）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。8番、若井敏子議員。

**○8番（若井敏子）** 議第27号、平成23年度竜王町一般会計予算に反対の討論をします。

今、世界経済は、中東情勢をめぐる不安や商品価格の高騰など、不透明さが増えています。今度の震災も加わって、日本経済は様々な問題点が表面化してくると思われま。けれども、中小企業や農林漁業、国民の暮らしに直結するところにお金が行くと経済は動き出すであろうと、中央大学の今宮名誉教授が話しておられます。

まだ動き出すにはほど遠い竜王町では、中小企業には仕事がなく、若者は正規で働くところがありません。基幹産業である農業も、去年の天候による米の品質低下、反当たりの減収、米価の暴落など大きな影響を受けています。

その一方で、大企業は非正規労働者の大量解雇、労働者に対する賃下げやカット、下請け企業への単価切り下げで内部留保を増やしています。竜王に工場のあるD社の業績を見ても、今年3月で経常利益は連結続きの予想で880億円、去年の2倍となっています。内部留保は3,014億円です。

今、何より大事なのは、大企業のこの内部留保のごく一部を労働者に回し、国民の懐を温め、経済を循環させることです。福祉や暮らし・教育の施策を充実させ、将来のために蓄える必要のない社会を行政が作り出すこと、そのことが地域経済を循環させることになるのだと考えます。

平成23年度の竜王町一般会計予算は、財政健全化に向けた緊縮型の予算として46億7,100万円となっています。町は特に福祉施策で所得制限を設けることもあって、町内各地で財政健全化住民説明会を開いてこられました。7億円の歳入不足というアナウンスの効果なのか、財政健全化住民説明会も8会場で142人という低調さでありました。けれども、参加された方々は福祉や教育を削り、お年寄りや子どもたちに「大変やから我慢してと言うのか」とか、「福祉年金の月3,000円は少なすぎる」とか、「所得制限は、弱い人をいじめている感じがする」など、福祉の充実を願う声も寄せられました。この声は大いに耳を傾けるべきだと考えます。

次に、一般会計予算の中で反対する根拠となる項目をあげますと、1つ目、町職員が手当などのカットで給与が減っています。冒頭に申し上げましたが、民間格差と称して給与の引き下げ競争になっている状況を打破し、町職員の懐を温めてこそ地域経済の活性化が図れるとの考えから、この予算には反対するものです。

2つ目、賃金と称する支払いは、役場内の非正規職員の給料に当たりますが、9,500万円以上です。正職員は近年、毎年1名ずつ減らしながら、嘱託とか臨時とかいう非正規の職員がたくさんおられる。必要な人材は正規で雇用すべきとの立場から、この予算には賛成できません。

3つ目、例年指摘していますが、運動団体の広報紙購入や事業参加が少額ながらあり、認められません。

今年の予算は、住民要望に耳を傾ける前に、「お金がない、7億円足りない、大変なのだ」と、福祉施策は後退させ、まずは財政健全化で、そのために企業誘致だと言っているように見えます。このような地方自治体本来の仕事を忘れている平成23年度予算には、反対をします。

この際申し上げておきますが、かつて三位一体改革と行政改革がもてはやされ、国は地方財政の自主性を高めるということで、補助金を地方税に置き換えました。ところが、この一般財源化によって1.7兆円、そのうえ地方交付税の削減5.1兆円、合計6兆8,000億円もの地方への財源を切り落としたのです。そして、夕張市の財政破綻をマスコミ総動員で大キャンペーンを張って報道し、「夕張になるな」と、財政健全化法をつくりました。国のこのやり方に乗せられて福祉を削り、住民サービスを後退させ、「お金がない、お金がない」を念仏のように繰り返し、財政健全化がまず第一と進めるその先には、挫折と失望の町民がいることを、今こそしっかり自覚すべきだと申し上げておきます。以上、反対討論とします。

○議長（寺島健一） ほかに討論ありませんか。1番、蔵口嘉寿男議員。

○1番（蔵口嘉寿男） 私は、議第27号、平成23年度竜王町一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

今議会に提案された平成23年度竜王町一般会計予算案は、総額46億7,100万円の前年度比1.5%の減とした予算額であります。歳入では税収が伸びず、歳出では扶助費が年々増加するなど、苦しい財政運営が強いられる状況が今後も続くものと思われま

平成23年度は、財政健全化を図るために町単独の福祉医療費助成事業をはじめ

めとする4事業について所得制限を設けるほか、今後も改革が必要との趣旨で、執行部は去る2月に財政健全化に向けた住民説明会を開催するなど、財政状況の説明と今後の取り組みについて、町民皆様の理解を得ようと努力されていることは評価されるところであります。

町民皆様は、納税の義務とともに一人ひとりが福祉の向上に向けたあらゆる施策を受ける権利を持っています。しかし、財政が許すならば、国・県の施策以外に町単独で等しく、また手厚く施策を受けられることが望ましいのですが、苦しい財政状況の中で辛抱いただく分があっても致し方ないと思います。

また、新たな行政需要が生じる部門への予算配分も、今後必要であります。

去る11日に起きた未曾有の東北関東大震災において、死亡者・行方不明者、財産の消滅、インフラ整備の損壊など、被災地の皆さんの惨状に胸を痛めるところであります。今、私たちがこのように災害に遭わずにいられることと、被災地の皆様の苦しく長い闘いを思うと、平成23年度一般会計予算は持続した財政健全化への一步一步を進める段階での内容であると理解できるところであります。

以上の理由から、議第27号、平成23年度竜王町一般会計予算は可決すべきものであると考え、賛成討論といたします。

○議長（寺島健一） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第8 議第27号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立多数であります。よって日程第8 議第27号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 議第28号 平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定) 予算

(予算第2特別委員会委員長報告)

日程第10 議第29号 平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定) 予算

(予算第2特別委員会委員長報告)

日程第11 議第30号 平成23年度竜王町学校給食事業特別会計予算

(予算第2特別委員会委員長報告)

日程第12 議第31号 平成23年度竜王町下水道事業特別会計予算

(予算第2特別委員会委員長報告)

日程第13 議第32号 平成23年度竜王町介護保険特別会計予算

(予算第2特別委員会委員長報告)

日程第14 議第33号 平成23年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算

(予算第2特別委員会委員長報告)

日程第15 議第34号 平成23年度竜王町水道事業会計予算

(予算第2特別委員会委員長報告)

○議長(寺島健一) 日程第9 議第28号から日程第15 議第34号までの7議案を一括議題といたします。

本案は、予算第2特別委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。予算第2特別委員会委員長、村田通男議員。

○予算第2特別委員会委員長(村田通男) 議第28号～議第34号、予算第2特別委員会報告。

平成23年3月24日

委員長 村田 通男

去る3月8日の本会議におきまして予算第2特別委員会に審査の付託を受けました議第28号から議第34号までの平成23年度竜王町特別会計予算7議案について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、去る3月16日午前9時から、および3月17日午後1時より、第1委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催しました。町執行部より竹山町長、青木副町長、岡谷教育長、関係主監および課長等の出席を求め、それぞれ所管する予算について改めて説明を受け、審査を行いました。

議第28号、平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億1,400万円で、前年度比較6,500万円の増額で、率にして6.8%の増となっています。

歳入の主なものは、一般被保険者国保税が1,640万3,000円、率にして7.0%、療養給付費等負担金が1,604万6,000円、率にして10.5%のそれぞれ減額、療養給付費等交付金が1,250万2,000円、率にして18.0%、前期高齢者交付金が1億233万4,000円、率にして54.3%のそれ

ぞれ増額となっています。

歳出の主なものは、保険給付費が5,953万円、率にして10.7%の増となっており、また、高額療養費は2,372万円、率にして46.0%の増となっています。

主な意見として、延滞金が口開け程度に予算化されているが、しっかりとした目標額を設定するべきである。また、段階を定めて管理しなければならない。

議第29号、平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)予算。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、医科8,700万円、歯科4,920万円で、前年度比較、医科では400万円の減額で、率にして4.4%の減となっています。歯科では480万円の減額で、率にして8.9%の減となります。

歳入の主なものは、医科では外来収入が109万2,000円、財政調整基金繰入金が286万円、歯科は繰入金が598万7,000円のそれぞれ減額となっています。

歳出の主なものでは、医科が一般管理費408万3,000円の減額、歯科は総務費147万1,000円の増額で、医業費626万7,000円の減額となっています。

委員会での主な質疑応答は次のとおりです。問 診療収入が減っているのに医療費が増えているのはなぜか。答 従来と違い、1回の診療で1~2カ月分の薬を投与される理由であると思われます。

主な意見として、時間外診療を含めデマンドバスを走らせる等、より多くの患者さんに診療していただけるように、できる限りサービスを積極的・前向きに考えるべきである。

議第30号、平成23年度竜王町学校給食事業特別会計予算。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,900万円で、前年度比較500万円の減額で、率にして7.8%の減となっています。

歳入の主なものとして、給食費負担金が5,898万6,000円、繰越金が1万円、諸収入として預金利子および雑入として4,000円となっています。

歳出については、給食事業費であります。

委員会での主な質疑応答は次のとおりです。問 地場産食材の使用事業は23年度実施しないのか、また、食育からすると県事業は継続するのがよいのではないか。答 県事業に取り組みなくても地場産の仕入れはします。町内から仕入れをするため、生産組合を立ち上げていただきました。

議第31号、平成23年度竜王町下水道事業特別会計予算。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億3,400万円で、前年度比較1,500万円の減額で、率にして2.3%減となっています。

歳入の主なものは、農業集落排水事業および公共下水道使用料3,112万1,000円の増額で、分担金及び負担金610万2,000円、県支出金959万7,000円、一般会計繰入金1,997万5,000円、町債1,020万円のそれぞれ減額となっています。

歳出の主なものでは、公共下水道事業費の一般管理費および施設管理費1,055万2,000円と管渠築造費245万2,000円、公債費237万5,000円のそれぞれ減額となっています。

委員会での主な質疑応答は次のとおりです。問 希望が丘団地（大丸企業）の下水道事業の現状はどうか。答 現在6名の地権者があり、中には死亡者もおられ対応に苦慮しております。弁護士に相談中です。

問 庁舎の下水道は合特法があるから公共下水道に接続しないと聞いているが、浄化槽が壊れればつなぐのか、契約はどうなっているのか。答 合特法の対象事業としているためです。浄化槽が機能しなくなれば公共につなぎます。契約は代替業務量（金額）が決まっています。代替業務量がなくなるまで業務を出さなければなりません。

議第32号、平成23年度竜王町介護保険特別会計予算。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億1,470万円で、前年度比較4,770万円の増額で、率にして8.4%増となっています。これは保険給付費を勘案したものであります。

歳入については、介護保険料が1億526万2,000円で、前年度比較375万1,000円の増額で、率にして3.7%増となっています。

その他国庫支出金・支払基金交付金・県支出金・繰入金については、保険給付費や地域支援事業費の費用負担のルールに基づき収入を見込まれています。

歳出については、介護サービス等諸費のうち居宅介護サービス給付費3,624万円、居宅介護住宅改修費132万円、居宅介護サービス計画給付費453万6,000円、地域密着型介護サービス給付費903万6,000円等が増額されているものの、介護予防サービス給付費等については減額部分もあります。

委員会での主な質疑応答は次のとおりです。問 認定調査等費の役務費・手数料が232万円と高額なのは何か。答 医師が作成する意見書で、新規5,25

2円が150件、継続4,200円が350件分です。個人負担はありません。

議第33号、平成23年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,100万円で、前年度比較600万円の減額で、率にして7.8%の減となっています。

歳入の主なものは、後期高齢者の被保険者が納める保険料は5,000万1,000円で前年度比較492万3,000円の減額、使用料および手数料が2,000円、町のルール分の負担金として一般会計からの繰入金2,079万1,000円で前年度比較107万7,000円の減、繰越金1,000円、諸収入が20万5,000円となっています。

歳出の主なものは、総務費が217万5,000円で前年度比較9万9,000円の減額となっています。

後期高齢者医療広域連合納付金が6,862万4,000円で、前年度比較590万1,000円の減額、率にして7.9%の減となっています。

主な意見として、町長は後期高齢者医療広域連合の議会に出席されているが、結果をその都度議会に報告されたい。

議第34号、平成23年度竜王町水道事業会計予算。第2条関係の業務予定量は、給水戸数が3,800戸で年間総配水量は200万 $\text{m}^3$ 、1日平均給水量は4,500 $\text{m}^3$ です。主な建設改良事業として、老朽管等布設替事業費で7,750万円が見込まれています。

第3条予算の収益的収入予定額は3億2,381万6,000円で、前年度比較381万6,000円の増額、率にして1.2%の増となっています。収益的支出予定額は3億1,503万2,000円で、前年度比較496万8,000円の減額、率にして1.6%の減となっています。

収入の主なものは、営業収益が2億9,911万5,000円で前年度比較436万4,000円の増額、営業外収益が2,470万1,000円、前年度比較54万8,000円の減額となっています。

支出の主なものは、営業費用が2億9,993万円で、前年度比較481万円、営業外費用1,490万2,000円、前年度比較15万8,000円のそれぞれ減額となっています。

第4条予算の資本的収入および支出は、資本的収入が4,000万円で、前年度比較4,320万円の減額で、率にして51.9%の減となっています。資本的支出は8,624万5,000円で、前年度比較5,625万5,000円の減額で、

率にして39.5%の減となっています。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する4,624万5,000円については、減債積立金874万5,000円、過年度分および当年度分損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額3,750万円で補てんされます。

委員会での主な質疑は次のとおりです。問 老朽管等布設替事業費7,750万円の工事計画は。答 管網システム整備で、23年度で計画します。7,750万円の工事内訳は、石綿管などで布設替4,500万円、管路工事3,250万円で、一部には石綿管もあります。延長は600～700mです。約5kmの石綿管のうち、一部にはドレン管もあります。

以上、慎重審査の結果、議第28号・32号・34号の3議案については賛成多数で、議第29号・30号・31号・33号の4議案については全員賛成で可決すべきものと決しましたので、ここに報告いたします。

**○議長（寺島健一）** ただいま予算第2特別委員会委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（寺島健一）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。8番、若井敏子議員。

**○8番（若井敏子）** 議第28号と32号と34号についての反対討論をします。

議第28号、平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について、反対の討論をします。市町村国保の財政状況は一層厳しさを増しています。その根本には、1984年から始まる国保負担率の引き下げがあります。国保財源の赤字を高齢者や無職の人など総体的に所得の低い国保の被保険者への負担増に転嫁することは、もう限界にきています。国庫負担を元に戻すことこそ、国保再生への道です。

このことは、昨年12月8日に開かれた新しい高齢者医療制度の改革会議で全国知事会が出した意見を見ても明らかです。この全国知事会の意見書をいくつか紹介しますと、1. 市町村国保は、高齢化、低所得者層の増加により、十分な保険料収入が確保できず、保険財政が恒常的に逼迫している。こうした構造的な問題について議論することなく、単に財政運営を都道府県に移しても、巨大な赤字団体をつくるだけで本題を先送りするだけである。2. 安定した保険財政のためには、公費特に国費の拡充が不可欠であるが、国は現在と同程度の財政責任から

一步も踏み出していないのみならず、地方への財政影響が国より過重なものとなっている。また、現役世代に対しても過重な負担を求めるものとなっている。3つ目、高齢者医療制度や市町村国保のあり方をどうするかは、国民皆保険を堅持するうえで非常に重要な課題である。十分に時間をかけて国民が納得できる制度を構築すべきである。

これは、国保の広域化という観点での改革会議に対して意見を出されたものがありますけれども、事実、竜王町の国保の加入者も収入が減って、国保税が上がって、とても負担が大きいと語っています。

平成23年度竜王町国保会計は、国の負担が減らされたもとでの予算で、国に対して国庫負担率の引き上げを求める意味で、反対をするものであります。

続いて議第32号、平成23年度竜王町介護保険特別会計予算に反対の立場で討論します。介護保険制度は、施行されて10年を経過し、介護を社会的に支えることを目的に発足したというのに、重い介護保険料や利用者負担、そのうえ施設入所は順番があって入れないという状況です。介護事業所や施設も深刻な人材不足と経営危機に陥り、危機的ともいえる事態となっています。竜王町でもサービス利用を抑制していると思われる状況もあります。

日本共産党が昨年実施したアンケートでも、介護事業所は報酬3%引き下げはほとんど効果がなかった、職員配置基準は2対1にしてほしい、国庫負担の増額を求める声がたくさん寄せられています。また、自治体からは利用料や保険料で独自に支援策を取っている。介護人材確保のための研修費や防火設備等の整備など、安全・安心の介護体制を確立するために、保険料に連動しない財政支援策を国にはお願いしたいと書かれてありました。竜王町の介護事業所も、また町の担当者も同じように思っておられることと思います。

介護保険事業は見直すべきときに来ています。高齢者の生活支援を充実させ、介護労働者にはその地域の物価水準を反映した介護報酬にすること、利用者には保険料や利用料の減免制度を国の施策として確立することなど、介護保険の充実を求める立場で、国へ必要な財源確保を求めるものであります。以上の立場で反対討論とします。

議第34号、平成23年度竜王町水道事業会計予算に反対の討論をします。昨年、水道事業の統合により水道会計は安定しました。今年度末の予定損益計算書によりますと、経常利益つまり当期純利益が2,249万5,901円となっており、前年度からの繰越利益剰余金と合わせると3,089万9,643円となりま

す。この利益は水道料金引き下げに回すべきです。

予算の審議で、今期2件、水道料金が未払いとなっている受給者に対して給水停止を行ったとの説明があり、大変びっくりしました。給水停止という強硬手段が滞納克服・収納率向上につながるというデータは、全国のどこかにあるのでしょうか。滞納克服は住民との十分な意思疎通で改善されるべきで、給水停止の強硬手段は行うべきではありません。

東北大震災で水のない生活をされている多くの皆さんに思いを馳せながら、水道料金の引き下げを求めて反対討論とするものです。以上です。

**○議長（寺島健一）** ほかに討論はありませんか。6番、山添勝之議員。

**○6番（山添勝之）** 私は議第28号、平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算に、賛成の立場で討論いたします。

この国民健康保険は、我が国の皆保険制度の中核を占めるものであり、施行以来70有余年を経過しており、地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きく貢献してまいりました。

しかしながら、他の医療保険制度に比すれば、被保険者の高齢化とともに低所得者層の割合が多く占める制度となっており、医療費においても医療技術の高度化により年々増加傾向にあるのが現状であります。また、制度発足当時とは産業構造の変異により保険税負担力の低い人たちの加入割合が極めて高く、構造的問題も多く抱えた状態となっております。

しかしながら、国におきましては国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能な保険制度を維持するため、平成18年度には医療保険制度改革が行われ、保険財政の安定化と保険税の平準化を促進するため、医療費を賄う共同事業の拡充が図られております。

また、平成20年度からは特定健康診査や保険指導が医療保険者に義務づけられました。本町の平成23年度予算につきましても、特定健康診査事業費として予算計上されており、より高い受診率を目標とされております。また、若年層への健診にも事業拡大するなど、将来の医療費抑制につながるものとして大いに期待されるところでございます。

また、国民健康保険税につきましても、財源不足が生じたことにより、やむなく平成20年度に引き上げられましたが、急激な負担増とならないよう、2年計画で緩やかな引き上げ措置を行うなど、激変緩和措置を講じられましたことは、大いに評価に値するものでございます。

いずれにいたしましても、今後とも安定した医療制度として持続していただくためのものでありますゆえ、議第28号、平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算に賛成するものでございます。

**○議長（寺島健一）** ほかに討論はありませんか。2番、貴多正幸議員。

**○2番（貴多正幸）** 議第32号、平成23年度竜王町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

議第32号、平成23年度竜王町介護保険特別会計予算は、歳入総額の約17%を占める保険料は1億526万2,000円で、前年度当初予算に対して375万1,000円の増額になっています。

一方、歳出では利用者のニーズにあわせたサービスを提供する中で、当町においても介護給付費は年々増加傾向にあり、前年度より5,216万円増額の5億2,760万円となっています。

しかしながら、介護給付費の増加に対して一般会計から事務費以外の繰入をすることなく、平成21年度末現在で約6,000万円となっている介護給付費準備基金から1,316万円の繰入などにより調整されているものであり、介護保険の適正かつ今後も安定した運営を図られていることは大いに評価するものです。

また、地域包括支援センターを中心に介護予防事業を充実させ、介護給付費の抑制を図りつつ、高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援をされていることは、大いに期待するものであります。以上のことから、議第32号、平成23年度竜王町介護保険特別会計予算に賛成するものであります。

**○議長（寺島健一）** ほかに討論はありませんか。7番、菱田三男議員。

**○7番（菱田三男）** 私は、議第34号、平成23年度竜王町水道事業会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

現在、町の上水道水源については、琵琶湖からの取水である県水に頼られています。この県水の価格ならびに責任水量が水道料金に大きく影響している状況であります。この県水の責任水量については、湖南地区における広域計画によるものであり、現在、計画は平成27年度まで定められており、計画の前提である水需要予測に対し実際の水需要が伸びない中において、大型商業施設や企業の創業により一定維持されています。

また、これまで企業庁への水量の見直し等を要望されていると聞いており、未

達水量が生じないように努めていきたいとの報告を受けました。

先ほど来の若井議員の反対の討論では、水道料金の値下げと言われましたけれども、私は、水道料金の値下げは断じて反対する立場であります。というのも、近隣の市町で合併時に水道料金の値下げをされた市町があります。その市町は、下げたもので、今の予算に大変苦慮しているということも聞いております。やはり水道水というのは、水道の安定供給のために施設の耐久化および老朽管の更新が急務であると私は考えております。平成22年度では山中の配水池の耐震補強、緊急遮断弁の設置が行われ、新年度予算案では老朽管の更新計画施策、石綿管の布設入替工事が計上されています。さらに安定した水の供給に努められるよう要望して、平成23年度竜王町水道事業会計予算に賛成するものであり、以上賛成の討論といたします。

○議長（寺島健一） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

日程第9 議第28号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立多数であります。よって日程第9 議第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議第29号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって日程第10 議第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議第30号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって日程第11 議第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議第31号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって日程第12 議第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議第32号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立多数であります。よって日程第13 議第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議第33号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって日程第14 議第33号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議第34号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立多数であります。よって日程第15 議第34号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第16 請第1号 「所得税法第56条を廃止し家族従業者の働き分を必要経費として認める意見書」の提出を求める請願書**  
**（教育民生常任委員会委員長報告）**

○議長（寺島健一） 日程第16 請第1号を議題といたします。

本請願につきましては、教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。教育民生常任委員会委員長、貴多正幸議員。

○教育民生常任委員会委員長（貴多正幸） 請第1号、教育民生常任委員会報告。

平成23年3月24日

委員長 貴多 正幸

去る3月8日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました請第1号、所得税法第56条を廃止し家族従業者の働き分を必要経費として認める意見書の提出を求める請願書について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3月10日午前9時より第1委員会室において、委員全員出席のもと会議を開き、請願者 湖東民主商工会婦人部長 永井れい子氏の請願書について、紹介議員の若井敏子議員より説明を受け審査いたしました。

請願の趣旨および理由。事業主とともに働く家族従業者の働き分は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない（条文要旨）」により、必要経費に認められていません（家族従業者のうち8割が女性です）。青色・白色という申告制度の違いで同じ労働を差別しています。一人の人間としてきちんと人権を認めるべきです。地域経済の一端を担い社会的・文化的にも大きな役割を果たす女性事業主や家族従業者がその能力を發揮し、地域の中でいきいきと働くことができる環境を整備することが必要です。

その内容。一人ひとりの人権を守るため、憲法や男女共同参画社会基本法に基づいて、家族従業者の労働に対する報酬を経費と認め、「所得税法第56条」を廃止すること。

委員会での主な意見。\*請願の題名は、配偶者などの必要経費を認めよということであるが、請願趣旨には白色申告を廃止せよと言っているように捉えられる。白色申告や青色申告は、その人が選択すればよいことなので、女性差別や人権差別につながるものではない。\*所得税法第56条・57条はそれぞれの目的が違うので残すべきだと考える。\*請願者は、白色申告を否定しているものではない。家族労働分を同じように青色申告として取り扱ってほしいと言っている。納税の義務を果たしているのに必要経費に認められず、控除として認められないのは差別ではないのか。青色申告自体を否定しているものでなく、青色申告に変えればよいと言われる筋合いはなく、この請願書はまともな願いであると考えます。

以上、慎重審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので報告いたします。

**○議長（寺島健一）** ただいま教育民生常任委員会委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（寺島健一）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。8番、若井敏子議員。

**○8番（若井敏子）** 提出されております請願の願意に賛成する立場で、ぜひともこ

の請願を採択していただきたいということで意見を述べるものです。

この請願は、所得税法第56条を廃止してほしいというものです。それでは、その56条というのはいったい何かということですが、**「居住者と生計を一にする配偶者あるいはその他の親族が、その居住者の営む不動産所得・事業所得または山林所得を生ずべき事業に従事したこと、その他の事由により当該事業から対価の支払いを受ける場合には、その対価に相当する金額はその居住者の当該事業にかかる不動産所得の金額、事業所得の金額または山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとする」**と書かれているものです。

ちょっと分かりにくいのですが、こんな例があります。「弁護士である夫が税理士である妻に税務顧問料を支払った場合、夫の事業所得を計算するうえで、この税務顧問料を必要経費にすることができるか」というふうに問われたとき、皆さんはどのようにお考えになりますでしょうか。これは実際の例なのですが、妻税理士事件と言われるもので、判例としてあります。2006年の最高裁は、この裁判に対して上告を棄却しました。つまり、経費として認められなかったのです。その根拠になったのが、この所得税法第56条でした。

この所得税法第56条というのは、もともと租税回避の行為を防止するために設けられた制度で、例えば、親の土地に店を建てて商売をしていた息子が、儲かってきたからと息子が親に地代と称して通常より多くの代金を払って税金逃れをするような要領のよい納税者をつくらないためのものでした。

この法律がつけられたのは、第2次世界大戦が終わった頃です。当時は、家長たる事業経営者が家族全体を支配している時代で、家族が家業に従事していても給料を払うという習慣もなく、家計と事業とを切り離すことに無理もありました。ところが、時代の移り変わりの中で、個人事業主が家族を雇い給料を払うようになるのと、家業に専従する親族に対する報酬に限り経費を認めるという第57条が追加されました。

私は、この時点で56条の役割は、要領のよい納税者を生み出さないための条文で、そうでない納税者は必要経費だと認めるべきだと考えます。念のために申し添えますと、裁判での争点は、青色申告か白色申告かというような問題では当然ありませんでした。

所得税法56条の廃止は、時代の要請であり、当然の願いと考えます。そういう意味では、請願に同意されている町内の業者の皆さん、業者夫人の皆さんの思いを汲んで、この請願をぜひとも採択されるよう求めるところです。

参考までに申し上げますと、今年1月現在で全国309の自治体で意見書が採択されています。

以上、意見書採択に賛成の立場で討論をいたしました。以上です。

**○議長（寺島健一）** ほかに討論ありませんか。1番、蔵口嘉寿男議員。

**○1番（蔵口嘉寿男）** 私は、所得税法第56条を廃止し家族従業者の働き分を必要経費として認める意見書の提出を求める請願書を不採択とすることに、賛成する立場で討論をいたします。

先ほど取り上げられました所得税法第56条では、事業主が生計が一である親族に給与・家賃・利息を支払ったとしても、原則必要経費としては認めないというところでございます。これは、法解釈上、同じ屋根のもとでの身内の金銭のやり取りが不透明で、人為的な所得分散も可能であるということから制限されたというふうに承っておりますし、法解釈もそのようでございます。当然、そのことによって事業主である支払い側は必要経費になりませんから、配偶者が受け取った収入とはしませんと、こういうものでございます。当然、このことによりまして、支払い側（事業主）は必要経費にならないというところでございます。

このことの例外として、先ほど申されましたように、所得税法第57条の規定で、労働報酬だけに関して所定の手続きとか要件を満たしていれば、必要経費算入を認めるというのが青色申告の第57条でございます。この第57条の中では、その条件としては、青色事業専従者給与に関する届出を税務署に届けて、認めていただいて、適正な給与について、奥さんであるとかその方に対して給与所得として支払われるというところでございます。

一方、第56条の白色申告については、そういう経費というものが不明確な面もありまして、配偶者については専従者控除として86万円、配偶者以外の専従者については1人当たり50万円の控除を認めるということで、税制上の問題であって、これは適当であると思います。

ただ、一般的に女性差別とか人権差別とかいう、56条についてだけ言うのではなしに、日本全体の中でやはりパートナーシップの中で、奥さんも、あるいはご主人も対等の立場であるということで、配偶者という言葉がもう少し行き渡り過ぎておりますので、そういう社会がなくなるということであればいいわけでございますが、ただ、所得税法に限って56条を廃止するというふうな訴え方は不適當と考えまして、不採択とすることについて賛成する立場で討論をいたします。

**○議長（寺島健一）** ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。この請願に対する委員長の報告は、不採択です。日程第16 請第1号を採択することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立少数であります。よって日程第16 請第1号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで午後3時まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時45分

再開 午後3時00分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第17 議会広報特別委員会委員長報告

○議長（寺島健一） 日程第17 議会広報特別委員会委員長報告を議題といたします。議会広報特別委員会委員長、若井敏子議員。

○議会広報特別委員会委員長（若井敏子） 議会広報特別委員会報告を行います。

平成23年3月24日

委員長 若井 敏子

本委員会は、平成23年第4回定例会閉会後の12月24日 委員1名欠席、12月28日 委員1名欠席、1月12日 委員全員出席、1月18日 委員全員出席、1月21日 委員全員出席のもと委員会を開催し、議会だより154号の編集作業をしました。

また、本定例会中では3月7日、委員全員出席のもと委員会を開催し、議会だより155号について記事の概要検討と役割分担をしました。

議会だよりは議会の内容をすべてお届けできないため、書きたいことがたくさんある中で、皆さんにとって関心のあること、議会として伝えたいことを取捨選択してお届けしたいと考えています。電話や、わざわざ議会事務局まで来ていただいてのご意見など、皆さんの声を参考にさせていただきながら編集に取り組んでまいります。

期末の慌ただしい中、議会だより155号の作成に取りかかります。議員各位には原稿や写真の提供にご協力よろしく申し上げます。なお、議長には閉会中の広報特別委員会活動について許可下さいますようお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会報告といたします。

○議長（寺島健一） ただいまの議会広報特別委員会委員長報告に対して、質問がありましたら発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、お諮りいたします。委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を認めることにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり閉会中も継続して調査活動を行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 地域創生まちづくり特別委員会委員長報告

○議長（寺島健一） 日程第18 地域創生まちづくり特別委員会委員長報告を議題といたします。地域創生まちづくり特別委員会委員長、山添勝之議員。

○地域創生まちづくり特別委員会委員長（山添勝之） 地域創生まちづくり特別委員会報告。

平成23年3月24日

委員長 山添 勝之

本委員会は、閉会中の2月8日午後1時より委員全員出席のもと、町執行部より青木副町長、川部総務政策主監、小西産業建設主監、杼木政策推進課長、小椋政策推進（企業誘致担当）課長、井口産業振興課長の出席を求め、まず、雪国まいたけ（滋賀パッケージセンター）の工場視察を行いました。会社側より宮崎顧問、若井センター長ほか、関係社員数名の出席のもとに、工場内視察の後、概要説明を受け質疑応答の時間を設けました。

主な質疑・応答（若井センター長）。 問 地元野菜の使用については。答 現在ほとんどの野菜は茨城県の直営農場産が主で、キャベツについては名古屋産です。地元野菜の使用については、現在、町当局と協議中です。地元において対応していただけるのであれば、その方向に進めていきたいと思っております。

問 商品とならなかった残材の処理はどうしているのか。答 植物性廃棄物はありません。残材はすべて本社（新潟）に「帰り便」で持ち帰り、循環型利用として「きのこ」の育成に使用しております。

帰庁後、午後3時15分より第1委員会室において、青木副町長あいさつの後、

所管事務調査を行いました。

1) 雪国まいたけ「滋賀パッケージセンター」について。

工場概要。生産品目 カット野菜、建設規模 1,364㎡(一棟)、工場敷地 8,975㎡(雑種地)、従業員数 1月12日現在は40名(うち竜王町民13名)、2月現在は48名です。

雪国まいたけ用地全体構想の協議について。「工場建設にかかる覚書」の進捗状況。①平成22年7月に建設済みであった建物を活用して事業推進していく旨を回答した。②土地の全体利用については、正式にはパッケージセンターを本格稼働した後に決定していくことになるが、現時点で自社による何らかの生産工場を建設する方針である。③残地の土地利用にかかる実事業計画については、パッケージセンターの実績を見ながら、覚書記載のとおり平成23年12月末までに竜王町に提出する。

雪国まいたけからは、現時点ではこの内容までしか表明できないが、期末から株主総会を経て、7月頃には、もっと具体的な土地活用を説明できると考えている。竜王町からは、自社活用の方針を優先していただきたいが、土地の早期活用を優先に考えれば、文化財調査など必要な部分を前倒しで着手していただきたい。

主な質疑・応答。問 町としての野菜の提供についての考え方は。答 町とJA担当者との話し合いを、1月25日・2月7日と引き続いて行いました。町・JA・まいたけの三者懇談が必要との認識で現在調整中です。

問 地下水使用とのことだが、排水はどうしているのか。答 下水道を使用しています。料金は町の方針どおりの使用料を徴収します。

2) 県有地(岡屋工業団地)について。

a) 県土地開発公社の取り組み。(仮称)竜王岡屋工業団地の設計事務発注(簡易型一般競争入札)。①事業区域面積約70haの基本計画。②開発可能面積約40haの基本計画(調整池を除く)。

b) 竜王町の取り組み。1月27日 町都市計画審議会の開催。2月9日～23日 都市計画変更案の縦覧。4月～5月頃の市街化区域(工業地域)編入を見込む。

c) 今後の予定。県企画調整課・県企業誘致推進室・県土地開発公社・竜王町による四者会議を早い時期に開催。地元岡屋自治会に対して事業の進捗状況を説明。企業誘致活動の推進。

d) 平成22年度「町内企業との意見交換会」の開催について。2月15日15

時より町内大規模事業所を対象に意見交換会を地域産業研修センターにおいて行います。

主な質疑・応答。問 この開発については、国道477号との関係を論じないわけにはいかない。現状のままでは必ず交通に支障を来たすことになるが、町としての考えはどうか。答 県に対し具体的案件を示しながら要望しているところです。基本計画案件が整う必要があります、時間がかかります。

問 保安林の解除、また移動等することにより、一層有効的な土地活用策が必要ではないか。答 県から国に保安林解除を要望していますが、手立てがない状態です。また、この件は全国的な問題となっております。

3) IBMグラウンド跡地開発の進捗について。

平成22年9月10日 都市計画法第29条開発申請。11月6日 松陽台自治会へ工事説明会(事業者)。11月14日 鏡自治会へ工事説明(事業者)。12月21日 都市計画法第29条開発許可。現在工事着手への準備期間で、工事着手時期は明確に示されておりません。

主な質疑・応答。問 ごみ・雑草等の管理は誰がしているのか。答 IBMの所有地ではありますが、現在開発事業者が管理しています。ごみ・雑草刈り等について業者に対し万全を期すよう申し入れを行っており、自治会にも連絡しています。

続いて、本委員会は定例会中の3月18日午後1時より第1委員会室において委員全員出席のもと、青木副町長、川部総務政策主監、小西産業建設主監、杼木政策推進課長、小椋政策推進(企業誘致担当)課長、井口産業振興課長の出席を求め、副町長あいさつの後、事前に説明を求めた事項に沿って所管事務調査を行いました。

1) 雪国まいたけの動向について。

2月9日 滋賀パッケージセンターの若井センター長に街灯設置を要請。18日 大平営業本部長来町。28日 山面区長からパッケージセンター前の歩道側に防犯灯設置を町に要望。

農工計画の延長について(県農政課と懇談)。

a) 計画内容 これまでの計画延長にあたっては明確な変更点がないままに、元の計画を単純に2回延長してきたが、平成25年3月の計画期限においては、一部に操業実績があるので、より具体的に全体の計画見直しを行い、延長期間についても前回は踏襲して3か年にするのではなく、実際に計画完了までに必要な期

間で延長されたい。

b)スケジュール できるだけ早く自社活用する方針を確認し、それを前提とした農工計画の延長の事前協議を県と町でスタートさせる。24年3月には計画の変更内容を固めて、国との調整がスタートできるよう準備する。

C)地元野菜の調達 JAでどれだけの量が対応できるのか等、時期的な可能性や価格等について、4月に町・JA・まいたけの三者で懇談予定。

主な質疑・応答。問 段階的に次期計画は立っていると思うが、カット野菜部門だけで満足してしまっていてはダメです。次のステップへ進めるよう努力が必要だと思う。執行部のお考えをお尋ねします。答 一旦このように拠点を構えたことは大いに評価できます。本体のきのこ工場も来てくれるものだと思っています。

2) 小口工業用地への企業進出について。

進出希望企業の概要 ベイシアグループ(群馬県)。地先 大字小口工業用地約4ha。用途 ワークマン物流センター(西日本の物流拠点)。施設 鉄骨2階建て(通常の4階建てに相当)。特徴 単なる倉庫ではなく、仕分け作業を行うため100名程度の雇用が発生する。予定 平成24年1月に着工、平成25年1月稼働予定。

主な意見として、このように企業進出があり、雇用が増えるのは大変結構なことです。しかし、パート・アルバイトばかりでなく、正規社員の雇用が増えるよう努力していただきたい。以上、説明報告を受けました。

以上、地域創生まちづくり特別委員会報告とします。なお、本委員会は引き続き閉会中も調査活動を続けていきたいと委員全員で決めておりますので、議長よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

○議長(寺島健一) ただいまの地域創生まちづくり特別委員会委員長報告に対して、質問がありましたら発言願います。

[「なし」の声あり]

○議長(寺島健一) ないようでありますので、お諮りいたします。委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を認めることにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(寺島健一) ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を行うことに決しました。



## 日程第 19 議会基本条例制定特別委員会委員長報告

○議長（寺島健一） 日程第 19 議会基本条例制定特別委員会委員長報告を議題といたします。議会基本条例制定特別委員会委員長、蔵口嘉寿男議員。

○議会基本条例制定特別委員会委員長（蔵口嘉寿男） 議会基本条例制定特別委員会報告。

平成 23 年 3 月 24 日

委員長 蔵口 嘉寿男

昨年 12 月の第 4 回定例会において設置をいただきました竜王町議会基本条例制定特別委員会の、その後の審議の経過と結果を報告いたします。

本特別委員会は、去る 1 月 13 日午前 9 時から 301 会議室において、委員全員出席のもと会議を開き、竹山町長よりあいさつを受けた後、審議をいたしました。

第 1 回の委員会であることから、昨年に議会基本条例の制定に向けての各議員の意見の取りまとめ資料から、個々の意見を標準的な基本条例の条項に分類して各委員からのフリー討議を行い、今後の基本条例制定に向けての意見集約をしました。

次に、議員視察研修会を兼ねた議会基本条例制定特別委員会の研修会を、去る 1 月 27 日午前 9 時 30 分から京都府精華町議会で研修をいたしました。

研修内容は、①議会基本条例制定の取り組み経過について、②住民との対話を通じた条例制定について、③精華町での特徴的な取り組みについて、④反問権について、⑤議会報告会の内容についてを柱に研修をしました。

特に、精華町議会では、平成 20 年 4 月に「議会基本条例検討会」を発足して審議を行い、平成 21 年 3 月に議会基本条例を可決されましたが、施行日を平成 22 年 1 月とし、9 ヶ月の検討を行ったとの説明がありました。議会運営は委員会を中心とした議会活動が活発に行われていると感じました。

また、インターネットによる本会議の配信や音声を言語に変える議事録の作成など、新たな電子機器を使った情報公開に取り組まれていました。

次に、同日の午後 1 時 30 分から奈良県平群町議会で研修を行いました。研修内容は、①議会基本条例の取り組み経過について、②議会活性化の活動についてを柱に研修をしました。

特に平群町議会では、議会運営委員会が基本条例制定に大きく関わり、奈良県

の町村で第1番目の平成22年3月に制定されました。また、議会運営委員会を議会運営の中心に据えて議会活動をされているのが特徴的でした。

次に、2月2日午後3時20分から301会議室において、委員全員出席のもと第2回目の会議を開き、審議を行いました。

先日の1月27日の精華町および平群町の研修会について意見を出し合い、今後の進め方や方向について討議しました。

当委員会では、議会基本条例案を6月定例会に提出することと、提案までに住民の意見を聞く場として説明会を開催していくことで進めることになりました。さらに、議会基本条例の前文について審議を行い、基本条例制定の精神を大切にしながら、各条文について今後、審議を続けていくことを確認しました。

次に、2月14日午後1時から301会議室において、委員全員出席のもと第3回目の会議を開き、青木副町長のあいさつを受けた後、審議を行いました。

本日から条文について審議に入り、第1条 目的、第2条 議会の使命、第3条 議会の活動原則、第4条 委員会の活動原則、第5条 議員の活動原則、第6条 町民の参加および町民との連携、第7条 議会報告会等の部分について検討し、条文の表現や字句など詳細にわたり審議をしました。

次に、3月7日午後1時から301会議室において、委員1名欠席のもと第4回目の会議を開き、竹山町長のあいさつを受けた後、審議を行いました。

前回の会議で審議した変更部分についての条文の確認をし、第8条 議会と町長等執行機関との関係、第9条 重要施策の審議等、第10条 討議による合意形成、第11条 議員研修の充実強化、第12条 議会事務局の体制整備、第13条 議会広報の充実、第14条 議員の政治倫理、第15条 議員定数、第16条 議員報酬、第17条 最高規範性、第18条 見直し手続きの部分について検討し、条文の表現や字句など詳細にわたり審議しました。

次に、3月22日午前9時10分から301会議室において、委員全員出席のもと第5回目の会議を開き、竹山町長のあいさつを受けた後、審議を行いました。

前回の会議で審議をした変更部分についての条文の確認をし、条例前文、第1条から第18条にわたる条文の解説について審議しました。確認事項として、条文および解説が固まった時点で全国町村議会議長会事務局等の指導を受けることとし、5月には住民説明会を開催することを確認しました。

以上、議会基本条例制定特別委員会報告といたします。なお、本特別委員会は、引き続き閉会中も調査活動および審議を行いたいと委員全員で決めております

ので、議長よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長（寺島健一） ただいまの議会基本条例制定特別委員会委員長報告に対して、質問がありましたら発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、お諮りいたします。委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を認めることにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 所管事務調査報告

（議会運営委員会委員長報告）

（総務産業建設常任委員会委員長報告）

（教育民生常任委員会委員長報告）

○議長（寺島健一） 日程第20 所管事務調査報告を議題といたします。

各委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長、小森重剛議員。

○議会運営委員会委員長（小森重剛） 議会運営委員会報告。

平成23年3月24日

委員長 小森 重剛

本委員会は、1月19日午前10時より第1委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部より竹山町長、川部総務政策主監、杼木政策推進課長、図司政策推進課課長補佐の出席を求め、町長あいさつのあと、平成23年第1回臨時会に提出される提案事件について説明を受けました。

今回提案される案件は、昨年12月平成22年第4回定例会において追加提案された「第五次竜王町総合計画基本構想」の提案資料について、一部修正の申し出があった修正議案の提案1件です。

議案の取り扱いと審査の方法について協議し、平成23年1月24日に第1回臨時会を開き、修正議案の提案を受けることに決定しました。会議録署名議員の指名、会期は1月24日の1日限りとすること、また、同議案の処理については修正案を含め、総務産業建設常任委員会に継続して審査を付託することに決定しました。

次に、本委員会は、平成23年1月25日午前9時より第1委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部より竹山町長、川部総務政策主監、松瀬総務課長、川嶋総務課課長補佐の出席を求め、町長あいさつのあと、平成23年第2回臨時会に提出される提案事件について説明を受けました。

今回提案される案件は、総務産業建設常任委員会に付託され継続審議となっている「第五次竜王町総合計画基本構想」を定めることについて、委員会での審査結果の委員長報告1件、条例の制定1件、補正予算2件の計4件です。

同議事の進行について審議し、会議録署名議員の指名、会期を2月2日の1日限りとすること、および議案の処理について審査決定しました。

次に、本委員会は、平成23年2月8日午前9時より第1委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部より竹山町長の出席求め、町長あいさつのあと、平成23年第1回（3月）定例会の会期日程について日程調整を行い、3月3日から3月24日までの22日間とする素案を作成しました。

次に、2月23日午前9時より第1委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部より竹山町長、青木副町長、川部総務政策主監、松瀬総務課長、川嶋総務課課長補佐の出席を求め、町長あいさつのあと平成23年第1回定例会に提出される提案事件について説明を受けました。

今回提案される案件は、条例の制定2件、一部改正11件、廃止3件、補正予算7件および平成23年度竜王町予算（一般会計1件・特別会計7件）の計31件です。同議事の進行について審議し、会議録署名議員の指名、会期を3月3日から3月24日までの22日間とすること、および議案の処理について審査決定しました。また、平成23年度竜王町予算の審査については特別委員会を設置し、一般会計予算については予算第1特別委員会、特別会計7会計については予算第2特別委員会に、それぞれ付託し審査することを決定しました。

次に、3月7日午前9時より第1委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催し、平成23年第1回定例会第4日目の一般質問9議員・17質問について、会議の再開時間および質問の順序等について審査決定しました。

第4日目の会議は午後1時から再開し、会議は通しで行い、会議時間の延長もあり得ること、および質問の順序は質問通告書の提出順序とすることを決定しました。あわせて、意見書の提出を求める請願が1件提出されたのを受け、処理について協議し、教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

次に、3月22日午前11時30分より第1委員会室において、委員全員出席

のもと委員会を開催し、3月11日に発生した東北地方を中心とした大震災および地震に伴う大津波により、犠牲になられた方々のご冥福を心よりお祈りするとともに、被災された方々の1日も早い復興を願い、政府の迅速な対応を求める意見書1件が、議員提案として提出されたことを受け、取り扱いについて審査決定しました。

以上、議会運営委員会報告といたします。なお、本委員会は引き続き閉会中も調査活動を行いたいと委員全員で決めておりますので、議長よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長（寺島健一） 次に、総務産業建設常任委員会委員長、岡山富男議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（岡山富男） 報告します。総務産業建設常任委員会所管事務調査報告。

平成23年3月24日

委員長 岡山 富男

本委員会は、去る2月18日午後1時より第1委員会室において、委員全員出席のもと所管事務調査を行いました。町執行部より、青木副町長、川部総務政策主監、松瀬総務課長、川嶋総務課課長補佐の出席を求め、以下の説明を受けました。

財政健全化について。執行部より、平成23年度実施の財政健全化プラン財源試算（平成21年度との比較）、竜王町における財政健全化に向けた取り組み経過報告および今後の方針、財政シミュレーション、竜王町の財政の将来見通し等の資料提示があり、説明を受けました。

「予算要求総額では、平成22年度では約12億円の差引不足額、平成23年度では約7億円の差引不足額が生じ、引き続き厳しい財政運営が続くこともあり、歳出の削減として各種委員報償費の廃止、イベント開催補助金の隔年補助、補助金の20%削減、人件費の抑制等に引き続き取り組み、平成23年度には新たに扶助費における所得制限の導入を図る」と説明がありました。

主な質疑応答は、問 指定管理料の削減で、平成21年度より平成22年度が1,100万円の減、平成23年度が600万円の減になっているのは、なぜか。

答 地域振興事業団の職員3名が、平成22年度に産前・産後休暇から育児休業に入っておりました。育児休業は無給のため、その分の人件費を計上していませんでしたが、復職により増えることになりました。

問 事業団の職員が産前・産後休暇から育児休業になったら、なぜ指定管理料

が変わるのか。答 事業団の予算では、不足分を指定管理料として町が支払っています。歳入の自主事業収入（使用料）から支出である経費（人件費等）を引いて不足する分を指定管理料として支払います。余れば精算して町に返してもらいます。

問 住民は、竜王町は本当に財政が苦しいのかと言っている。外ではよい話を言っているように聞いているが。答 竜王町は歳入の把握が難しく、毎年予算編成のときは大変苦勞しています。平成22年度3月補正では税収の回復が見込めますが、それをすべて使うことにはなりません。標準的財政規模を40億円～43億円程度に見ており、予算の財政規模を縮小したいと考えております。

問 財政の将来見通しによると、財政調整基金等（平成21年度末残高で約12億7,900万円）はあと2～3年で底をつくとのことであるが、歳入確保の方法を考えるとともに、経費削減も考えなければならない。意識改革をしなければならぬと考えるが。答 行財政改革は引き続き実行していきます。これまでどおり行政がすべてサービスを行うことはできませんので、今後は町民皆さんの一部負担もお願いすることになります。

去る3月9日午後3時30分より第1委員会室において、委員全員出席のもと所管事務調査を行いました。町執行部より川部総務政策主監、杼木政策推進課長、図司政策推進課課長補佐、担当職員の出席を求め、説明を受けました。

第五次竜王町総合計画「基本計画」での主な内容は、第2章 スクスクわくわく子ども世代編、第3章 バリバリ 子育て 働き盛り世代編、第4章 イキイキ ゆうゆう シニア世代編、第5章 まちの基盤づくり編、第6章 確かな行政力編、第7章 計画の評価・検証と進捗管理について、計画内容の説明がありました。

主な質疑応答は 問 都市計画マスタープランは、第五次竜王町総合計画策定にあたり、見直しをするのか。また、見直しは何年間単位で行うのか。答 都市計画マスタープランの大きな狙いは、市街化区域の編入です。若者定住策などのまちづくり事業を位置づけるために見直します。また、今回は総合計画で見直しをしますが、おおよそ5年単位で見直しをします。

問 計画では、ハード面については維持管理ばかりである。今後の収入をどのように考えているのか。答 維持管理ばかりではなく、今後10年間は防災行政無線や学校大規模改修事業に取り組みます。また、県有地岡屋地先の土地に新たに企業誘致を図っていきます。

以上、総務産業建設常任委員会所管事務調査報告といたします。なお、本委員会は引き続き閉会中も調査活動を続けていきたいと委員全員で決めておりますので、議長よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

○議長（寺島健一） 次に、教育民生常任委員会委員長、貴多正幸議員。

○教育民生常任委員会委員長（貴多正幸） 教育民生常任委員会所管事務調査報告。

平成23年3月24日

委員長 貴多 正幸

本委員会は、去る12月21日午後4時より第1委員会室において委員全員出席のもと、町執行部より竹山町長、岡谷教育長、小西産業建設主監、赤佐教育次長、村井建設水道課長、大谷まちむら整備係長の出席を求め、所管事務調査を行いました。

公民館増築工事について。赤佐教育次長より、公民館増築工事の経過と概要の説明を受けた後、工事の所管をしている小西産業建設主監より、コンバージョン事業の工期ならびに請負業者、また、工事について8割程度の進捗状況であるとの説明を受けました。

続いて、大谷まちむら整備係長より建築確認申請時の指導事項として、エレベーター塔前の防災シャッターの設置、既存防火シャッター5基に安全装置の取り付け、また、現場での調整が最終に近づいてこないと見えない部分があったため、東側の外壁タイルの浮き・クラックの処理、ブラインドの交換、屋上の煙突にアスベスト使用箇所の発見による処理、緞帳のウインチ交換、耐震改修による天井裏の既設電気配線の再取り付け、既設埋設管調査による布設替えを追加するとの説明を受けました。

主な質疑応答は、問 建築確認申請はいつ出すものなのか。答 着手前に出します。しかしながら、県と協議をする中で防災シャッターを設置するよう指導がありましたので、今回の変更になりました。

問 変更される事業費はいくらで、補助があるのか。答 防火シャッター・防災シャッター840万円で補助対象、外壁タイル補修180万円で補助対象、ブラインド・カーテン150万円で町単独、アスベスト処理300万円で補助対象、舞台装置関係830万円で町単独、ホール電気配線迂回路120万円で補助対象、給水管布設替え25万円で補助対象分と町単独分となっております。

本委員会は、去る2月10日午後1時より第1委員会室において委員全員出席のもと、町執行部より青木副町長、山添住民福祉主監、田中住民税務課長、吉田

福祉課長、嶋林国民健康保険診療所事務長の出席を求め、所管事務調査を行いました。

財政健全化に向けた事業見直しについて。各担当課長より、福祉医療費助成事業、社会参加促進助成事業、生活支援事業、福祉年金支給事業の4事業について、今後も存続するために所得制限を設け、制度に見直しを施す内容についての説明を受けました。

主な質疑応答は、問 母子・父子における福祉医療費助成制度について、22歳までを18歳までにしたのはなぜか。答 県下の状況等を見させていただき、18歳に引き下げました。

本委員会は、去る3月10日午前9時より第1委員会室において委員全員出席のもと、町執行部より岡谷教育長、赤佐教育次長、富長学務課長、西川学務課課長補佐の出席を求め、所管事務調査を行いました。

竜王小学校大規模改修計画について。赤佐教育次長より、竜王小学校の大規模改修計画について、一昨年から検討をする中で、具体的にどのような改修をすればよいのかがまとまりつつあること、また、実際に小学校の改修をされている現場を見学に行っていること等の説明を受けました。

主な質疑応答は、問 町として改修にかかる予算をどれくらい見ているのか。答 どのくらいの改修をするのかという改修計画を先に立て、何にいくらかかるのかを整理して予算をあげていきたいと考えています。問 改修の時期はいつぐらいを考えているのか。答 平成25年には完成したいと考えていますので、24年から25年の2カ年の工期を予定しています。

主な意見として、竜王小学校は、竜王西小学校に比べて廊下も非常に狭い。改修だけでは見栄えがよくなるだけで、根本的な機能や建物の基礎部分は変わらない。建築コストや補助率についても、改修・新築のそれぞれについて計算し十分検討されたい。

以上、教育民生常任委員会所管事務調査報告といたします。なお、本委員会は引き続き閉会中も調査活動を続けていきたいと委員全員で決めておりますので、議長よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（寺島健一） ただいま各常任委員会委員長より、それぞれ報告がございました。この際、一括して委員長報告に対しての質問がありましたら発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、お諮りいたします。

各委員長より申し出のとおり、所管事務調査等を閉会中も継続して行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、各委員会とも閉会中も所管事務調査等の活動を行うことに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第 2 1 議員派遣について

○議長（寺島健一） 日程第 2 1 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 1 1 9 条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思いますが、なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、本件はそうのように決定いたしました。なお、派遣されました議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 平成 2 3 年第 1 回竜王町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

この会期中に、我が国において過去最大級ともいわれる甚大な被害に見舞われました、このたびの東北地方太平洋沖地震による被災地の惨状は、ご承知のとおりかと存じます。

本町におきましては、日野町と合同で被災地への応援としまして給水活動に当たることを決定し、第 1 次 3 月 1 4 日出発、第 2 次 3 月 1 7 日出発、第 3 次 3 月 2 0 日出発と、2 名ずつの職員を派遣いたしました。また、3 月 2 0 日・2 1 日に福島県新地町へ、議会と竜王町より救援物資を直接届けたところです。今後は、被災された方々への支援に向けて、体制の整備を行い、支援をし続ける所存であります。

被害の全容が明らかになり、速やかな復旧・復興が行われることを心から願っております。今、国民の一人として何ができるのか、何をしなければならないのか、謙虚に見つめ直すことが必要であると考え、改めて、災害に対する心構えを

持ち、訓練を積み重ねることの必要性を再認識いたしましたところです。

そして、多くの被災者の方が避難生活を余儀なくされておられます。町といたしましても、昨日より2名の受け入れをしたところであります。今後、町民の皆様にもご協力、ご支援をお願いする場合もございますので、よろしくお願ひいたします。被災地の皆様には、一日も早く平穏な日々が訪れますことをお祈り申し上げるところでございます。

さて、本定例会は去る3月3日より24日までの22日間にわたって会期を持たせていただきました。議員各位には、提案させていただきました31件の議案に対しまして、連日、各委員会で慎重なるご審議を賜わり、本日すべての議案を可決、ご決定をいただきましたことに、心より厚く御礼を申し上げます。あわせて、会期中にはそれぞれの委員会におきまして、また、本会議一般質問にて、竜王町の将来に向かっての貴重なご提言や建設的なご意見を頂戴いたし、感謝を申し上げますとともに、新年度の行政経営に活かしてまいりたいと、心新たにいたしているところでございます。

さて、新年度行政執行方針にて述べさせていただきましたとおり、財政健全化取り組み重点年度とさせていただいた2年の後半に入ることとなります。そして、平成23年度を本町に確かな変化を生じさせる年と位置づけたうえで、選択と集中による予算編成と行政経営方針を申し述べたところでもありますが、私は、確かな変化とは、財政健全化判断基準の数字を、たとえわずかでも改善の方向へと結果を出すことであり、持続可能な自治体として、このことが欠かせられないものであると、今定例会で繰り返し申し上げてきたところでございます。

県下で一番悪くなっている実質公債費比率20.1%の数字を、23年度をもって底とすることができるかが問われており、むろん歯止めをかける方へ全力集中いたさねばならず、このことは、財政健全化に向かう住民説明会にて、ご参加くださった皆様方からの意見の中で、町の将来を心配してくださったお声にお応えする唯一の方策でもあると考えているところでございます。町の皆さんにご負担とご辛抱をお願いしているこの2年間を通じて、私は、数値改善の具体的な結果が得られたならば、これこそまちづくりの方向への灯りであり、かけがえのない次なるまちの活力源になると確信をいたすものでございます。

一方、開会のごあいさつでも申し上げましたとおり、竜王町の人口は平成17年対比で362人減少しています。第五次竜王町総合計画では、人口問題に焦点を絞り、平成32年度の人口を1万4,000人に持っていくことを柱に、新年

度より新たな出発点に立たせていただきます。

町財政の健全化に向かう行財政改革の継続と、第五次竜王町総合計画に基づくまちづくりは、歯車の噛み合いのごとく、相互作用の相まったものでないといけません。厳しい財政状況の中、総合計画を進めるにあたっては、目標達成を目指す積極的な予算を組ませていただきましたが、最大効果を生み出せるように、職員が自ら汗だくの行動にて、町の皆さんとの協働の場を拡充していくことが肝要であると考えています。

私も、第五次竜王町総合計画をスタートするに際して、時間をかけてでも町内全自治会を回らせていただくことにより計画の内容をご理解賜わり、そして、取り組み事項をご共有賜わり、何度も申し上げておりますとおり、PDCAサイクルを全町民に休むことなく回してくださるようになることをお願いいたしている次第です。

あわせて、町内に新しく生まれつつある胎動を、一日も早く確かな生命誕生につないでいかねばなりません。県と緻密な連携を図り、県有地の一刻も早い開発造成から企業誘致、または町有地の早期利活用等は、税収確保の面からも急務のことであり、私がおの先頭に立たねばならないと考えているところでございます。

新年度の行政経営に際し、行財政改革と税収拡大へのたゆまぬ取り組みと、さらには第五次竜王町総合計画のキックオフをあわせて、平成23年度を本町に確かな変化を生じさせる転換期といたしたく、議員の皆様には、格段のご指導とご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

議員の皆様におかれましても、くれぐれもご自愛のうえ、議員活動にご専念いただき、ご活躍くださることを心よりご祈念申し上げ、言葉足りませんが、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（寺島健一）** 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る3月3日に招集され、本日までの22日間にわたり開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末ご多用の中、連日にわたりましてご出席を賜わり、その間、平成23年度一般会計・特別会計予算や条例制定など数多くの重要な案件について慎重にご審議をいただき、大変ご苦労さまでございました。また、執行部におかれましては、適切なる対応をしていただき、議事運営にご協力を賜わり、ありがとうございました。議員各位ならびに執行部各位のご協力に対しまして、厚く御礼を申し上げます。本会議・委員会において

各議員が述べられました意見や要望を十分尊重され、平成23年度の町政執行に反映されますよう、特にお願い申し上げる次第でございます。

さて、3月11日午後2時46分に発生しました東北地方太平洋沖地震は、千年に一度の大地震といわれ、多くの尊い命と財産が奪われました。今回の震災で亡くなられた方々とそのご遺族に対し、深く哀悼の意を表し、被災者の方々に心からお見舞い申し上げます。

今回の地震は、我が国観測史上最大規模の地震であり、大津波により甚大な被害が発生し、また、福島県内の原子力発電所においては重大な緊急事態が発生しており、我が国未曾有の大災害をもたらしています。このような、かつてない国難を打開するため、国民総力を挙げて復興に取り組まねばならない事態であり、国民一人ひとりができることから被災地への救援活動などを支援することが求められております。

また、このような非常事態は、我が国の経済にさらに重くのしかかり、一層厳しい状況になっています。本町においても財政健全化の取り組みの中で厳しい財政運営が迫られており、平成23年度予算においても、昨年度に比べ一般会計では1.5%の減と、緊縮予算となっています。このようなことから、平成23年度からスタートします第五次竜王町総合計画による10年後の竜王町に向けて、インター周辺の町有地や岡屋地先の県有地に、長期的な安定した財源確保を図るためにも、積極的な企業誘致活動を展開しなくてはなりません。さらには、まちの活性化を図るために、定住人口を増やす環境づくりや条件整備が、より一層強く求められてきます。竹山町長を先頭に全職員が一丸となって住民の負託に応えられるよう、なお一層のご努力を念願するものでございます。

平成22年度も余すところ数日となってまいりました。今年は昨年以上に大変厳しい寒い冬で、三寒四温といわれます3月になりましても春の雪景色が見られ、暖かい春の訪れが待ち遠しく感じられてなりません。議員各位ならびに執行部各位におかれましては、新しい年度に向け、くれぐれもお身体をご自愛いただき、町政の振興発展のため、なお一層のご尽力をいただきますようお願い申し上げ、閉会にあたってのごあいさつといたします。

以上をもちまして、平成23年第1回竜王町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後4時03分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

竜王町議会議長 寺 島 健 一

議会議員 貴 多 正 幸

議会議員 圖 司 重 夫